

## 追手門学院大学教育後援会規約

### 第1章 名称

第1条 本会は、追手門学院大学教育後援会と称する。

### 第2章 目的

第2条 本会は、追手門学院大学の教育方針に則り、次の諸項を目的とする。

- (1) 大学における学生の福祉を増進する。
- (2) 大学における教育環境の向上に寄与する。
- (3) 会員相互の親睦を図る。

第3条 本会は、追手門学院幼稚園、小、中、高各学校PTAと連絡し、全学院の発展に寄与する。

### 第3章 事業

第4条 本会は、その目的を達するため、次のような事業を行う。

- (1) 学生の学習や課外活動に便益を与え、豊かな環境を作る。
- (2) 学生の健康を増進し、福利を図るために必要な施設設備を充実する。
- (3) 大学の教育環境の向上に協力する。
- (4) 講演会・研修会・出版物等によって、教育に関する理解と関心を深め、会員の教養を高める。
- (5) 懇談会・懇親会等によって会員相互の親睦を図る。

### 第4章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 追手門学院大学在学生の父母又はそれに代わる者
- (2) 特別会員 追手門学院大学の教職員

### 第5章 役員及び選出

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4～6名
- (3) 会計 3名
- (4) 会計監査 3名
- (5) 幹事 若干名

役員任期は1ヵ年とする。ただし、重任を妨げない。

第7条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員候補者指名委員会をつくり、役員候補者を指名する。
- (2) 学長及び大学事務部長は、指名委員会に列席し、諮問に応じることができる。
- (3) 役員は、総会において承認を得なければならない。

第8条 役員兼任は、認めない。

第9条 役員任務は、次のとおりである。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 副会長 会長を補佐し、会長不在若しくは事故あるときはその職務を代理する。
  - (3) 会計 本会のすべての収入支出を掌握し、総会において決算報告をする。
  - (4) 会計監査 本会の会計及び収支決算を監査する。
  - (5) 幹事 本会の会務を処理し、総会及び各委員会の議事を記録する。
- なお、委員会等の評議に加わることができるが、表決権はない。

### 第6章 総会

第10条 総会は、年1回以上開催しなければならない。

第11条 総会の決議は、出席者(委任状出席も含む。)の過半数の賛成を必要とする。

### 第7章 各委員会

第12条 実行委員会は、本会の役員、学部委員長及び事業委員長並びに学長、副学長、学部長、教務部長、入試部長、学生部長、キャリア開発部長、図書館長及び大学事務部長をもって構成する。

2 実行委員会は、本会の重要な事案について審議する。

第13条 学部委員会は、各学部各年次毎に委員若干名をもって構成する。

2 学部委員は、その所属する学部の教育に協力し、教員と父母の連絡につとめる。

第14条 事業委員会は、各学部各年次毎に委員若干名をもって構成する。

2 事業委員は、本規約第3章に掲げる事項を担当し、教育の進展に協力する。

第15条 学部委員長及び学部委員並びに事業委員長及び事業委員は、会長が委嘱する。

第16条 学部委員会及び事業委員会の委員の任期は、1カ年とする。ただし、重任を妨げない。

第17条 各委員会は、必要の都度開催する。

#### 第8章 会計

第18条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって充てる。

2 会費の変更、収益事業の設定及び寄付金の醸出等については、総会において承認を得なければならない。

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第20条 正会員の会費は、当該学生の在籍期間中、年額1万円を納入するものとする。

第21条 本会の慶弔に関する取扱基準については、別に定める。

#### 附 則

1 本規約は、総会において会員の5分の1以上の出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

2 本規約は、昭和52年8月8日より施行する。

3 昭和41年6月9日施行のPTA規約は、廃止する。

4 昭和52年度以前に入学し、昭和53年度以降引き続き在学する学生にかかる正会員の会費は、第20条の規定にかかわらず次のとおり納入するものとする。

昭和52年度入学 53年度及び54年度にそれぞれ年額1万円を納入

昭和51年度入学 53年度に年額1万円を納入

5 この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

6 この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

7 昭和60年度以前の父母については、第5条の定めにかかわらず従前のおりとする。

8 この改正は、1998年5月23日から施行する。

9 この改正は、1999年6月5日から施行する。

10 この改正は、2000年6月3日から施行する。

11 この改正は、2003年6月7日から施行する。

12 この改正は、2005年6月4日から施行する。

#### 附 則

1. この改正は、2007年6月2日から施行する。  
総会において委任状及び出席者の過半数の賛成により改正することができる。

2. 本規約は、

#### 附則

1. この改正は、2008年6月7日から施行する。

2. 第20条の規程は、2009年度入学生・編入学生から適用する。